

盛岡労働基準監督署発表
令和6年11月6日

【照会先】盛岡労働基準監督署
副署長 飯野 洋司
第二方面主任監督官 阿部 貴允
(電話) 019-604-2530

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～ 送気マスクを使用させず有機溶剤業務を行わせた疑い ～

盛岡労働基準監督署(署長 八重樫 祐一)は、本日、防水工事業を営む事業主を、労働安全衛生法違反の疑いで盛岡地方検察庁に書類送検した。

【事件の概要】

令和5年5月23日、盛岡市中央通のビル内の地下室で労働者に有機溶剤業務を行わせるに際し、有機溶剤業務を行う労働者に送気マスクを使用させなかった疑い。

1 被疑者

中村防水

所在地：岩手県大船渡市盛町

事業内容：防水工事業

2 違反条文

労働安全衛生法違反

労働安全衛生法第22条第1号

有機溶剤中毒予防規則第32条第1項第2号

労働安全衛生法第119条第1号(罰則)

3 労働災害の概要

令和5年5月24日、盛岡市中央通のビル内の地下室において、被疑者及び労働者が防水工事を行っていたところ、前日に同作業場所へ塗装した有機溶剤含有塗料から発散した有機溶剤を吸引し、同労働者ら3名が救急搬送される災害が発生しました。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、屋内等では有機溶剤業務を行う場合、作業場所がタンク等の内部(地下室の内部その他通風が不十分な場所)であり、有機溶剤業務に要する時間が短時間で、有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けずに作業を行う際には、有機溶剤業務に従事する労働者に送気マスクを使用させなければならないのに、送気マスクを使用させなかった疑いがあるもの。

関 連 条 文

○労働安全衛生法（昭和 47 年 法律第 57 号）（抄）

第 22 条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
（第 2 号～第 4 号 略）

（罰則）

第 119 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 14 条、第 20 条から第 25 条まで、（中略）の規定に違反した者
- 二 （略）
- 三 （略）

○有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年 労働省令第 36 号）（抄）

第 5 条 事業者は、屋内作業場等において、第一種有機溶剤等又は第二種有機溶剤等に係る有機溶剤業務（第一条第一項第六号ヲに掲げる業務を除く。以下この条及び第十三条の二第一項において同じ。）に労働者を従事させるときは、当該有機溶剤業務を行う作業場所に、有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けなければならない。

第 9 条 1 （略）

- 2 事業者は、タンク等の内部において有機溶剤業務に労働者を従事させる場合において、当該場所における有機溶剤業務に要する時間が短時間であり、かつ、送気マスクを備えたとき（当該場所における有機溶剤業務の一部を請負人に請け負わせる場合にあつては、当該場所における有機溶剤業務に要する時間が短時間であり、送気マスクを備え、かつ、当該請負人に対し、送気マスクを備える必要がある旨を周知させるとき）は、第五条又は第六条の規定にかかわらず、有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置及び全体換気装置を設けないことができる。

第 32 条 事業者は、次の各号のいずれかに掲げる業務に労働者を従事させるときは、当該業務に従事する労働者に送気マスクを使用させなければならない。

- 一 （略）
- 二 第九条第二項の規定により有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置及び全体換気装置を設けないで行うタンク等の内部における業務
（第 2 項～第 3 項 略）